

嘉麻市公園及び児童遊園条例の一部を改正する条例（案）

嘉麻市公園及び児童遊園条例（平成18年嘉麻市条例第147号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「嘉麻市漆生1111番地17」を「嘉麻市漆生1113番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。